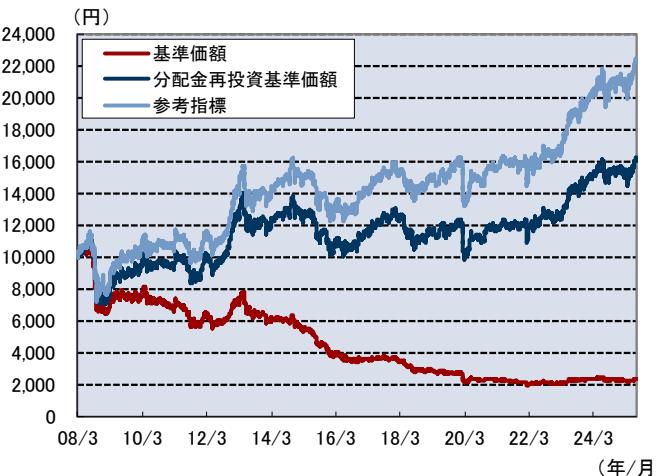


2025年7月31日現在

基 準 価 額 : 2,378円
純 資 産 総 額 : 124.3億円設 定 日 : 2008年3月28日
決 算 日 : 毎月22日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
信 託 期 間 : 2028年3月22日まで

設定来基準価額推移



期間別騰落率(%)

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	5年	設定来
ファンド(分配金再投資)	2.32	8.52	3.98	5.82	32.97	45.16	62.31
参考指標	3.41	9.15	6.11	10.47	42.21	50.54	125.48

分配金実績(円)(1万口当たり、税引前)

設定来累計 9,150円

決算日	23/4/24	23/5/22	23/6/22	23/7/24	23/8/22	23/9/22	23/10/23
分配金	10	10	10	10	10	10	10
決算日	23/11/22	23/12/22	24/1/22	24/2/22	24/3/22	24/4/22	24/5/22
分配金	10	10	10	10	10	10	10
決算日	24/6/24	24/7/22	24/8/22	24/9/24	24/10/22	24/11/22	24/12/23
分配金	10	10	10	10	10	10	10
決算日	25/1/22	25/2/25	25/3/24	25/4/22	25/5/22	25/6/23	25/7/22
分配金	10	10	10	10	10	10	10

参考指標:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)(設定日を10,000として指数化)
上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。
上記の基準価額、分配金再投資基準価額および期間別騰落率は信託報酬(詳細は、後述の「ファンドの費用」をご参照ください。)控除後のものです。分配金再投資基準価額およびファンド(分配金再投資)の騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。本ファンドの騰落率を参考指標と比較して評価することは、特に1年未満程度の短期間については資産の評価時点や評価為替レート等の差異の影響が相対的に大きく、必ずしも適切でない場合がありますのでご留意ください。また、参考指標には直接投資することはできません。

ポートフォリオ構成比

ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ	96.0%
ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド	2.8%
現金等	1.2%

比率は対純資産総額比です。計理処理上、直近の追加設定が純資産総額に反映されないことなどの理由により、現金等の数値がマイナスになる場合があります。

上記は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、ポートフォリオの内容は市場動向等を勘案して随時変更されます。

最終頁の「本資料のご利用にあたってのご留意事項等」をご覧ください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

組入れファンド

ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.

—ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ

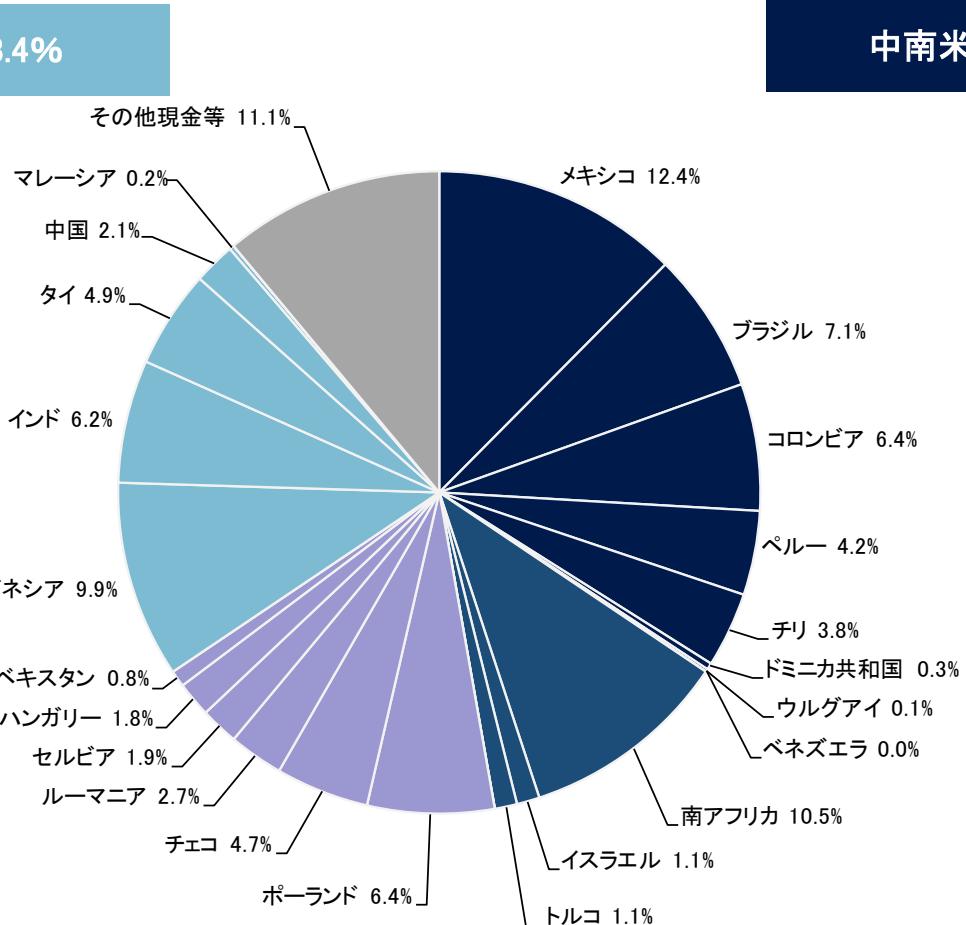
2025年7月末現在

ファンドの特性

平均利回り	7.89%	投資国数	22カ国
平均格付け	BBB+格	デュレーション	6.72年

上記は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、ポートフォリオの内容は市場動向等を勘案して隨時変更されます。

ファンドの債券国別比率



欧洲:18.3%

中東・アフリカ:12.8%

上記の地域は外務省の分類に基づいています。

比率は、本ファンドの投資対象であるゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオの純資産総額に対する比率です。

上記は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、ポートフォリオの内容は市場動向等を勘案して随時変更されます。

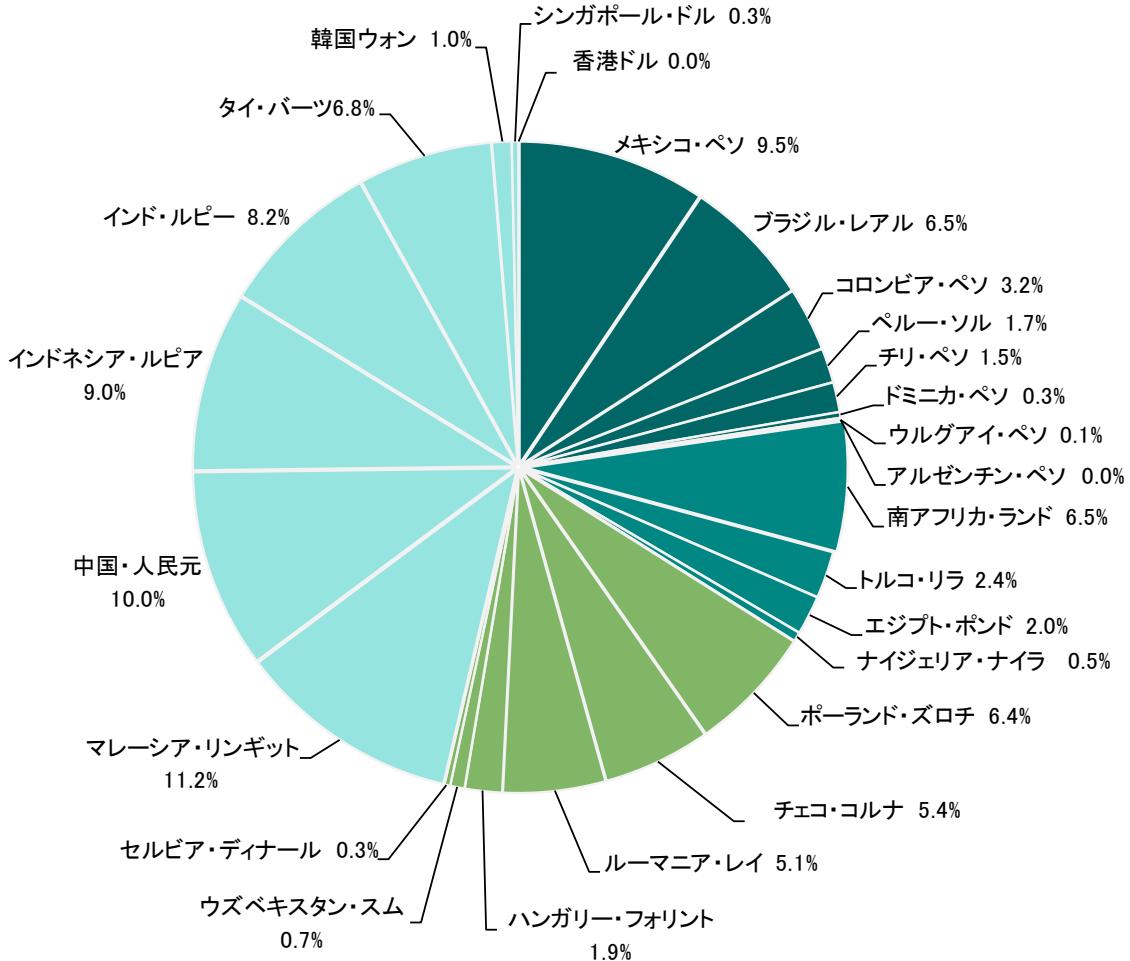
2025年7月末現在

ファンドの通貨配分比率

組入れファンドでは、現地通貨建てエマージング債券を中心に投資を行うとともに、エマージング通貨への見通しに基づき、為替予約取引等を用いて各通貨への配分を調整するため、国によって債券と通貨の比率に大きな差異が生じる場合があります。

アジア:46.3%

中南米:22.8%



欧州:19.8%

中東・アフリカ:11.2%

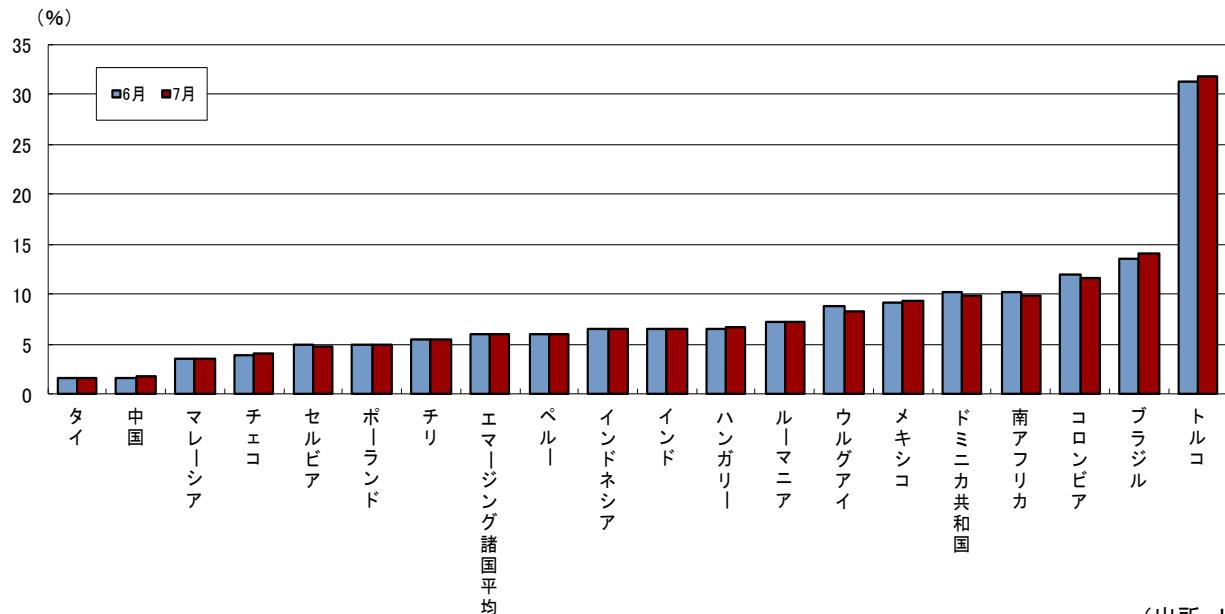
上記の地域は外務省の分類に基づいています。

本ファンドの投資対象であるゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオにおいて実質的にエマージング通貨に投資している比率の合計を100%として計算しています。円グラフには、ロング(買い)ポジションのみを表記しており、上記以外にショート(売り)ポジション(売りの為替予約取引等)として、ロシア・ルーブル(比率:-0.03%)、イスラエル・新シェケル(比率:-0.13%)、台湾ドル(比率:-0.28%)の保有がございます。なお、地域別の比率は、ロング・ショート両方のポジションを合計して表記しています。

上記は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、ポートフォリオの内容は市場動向等を勘案して随時変更されます。

(ご参考)市場環境

主なエマージング債券の利回り

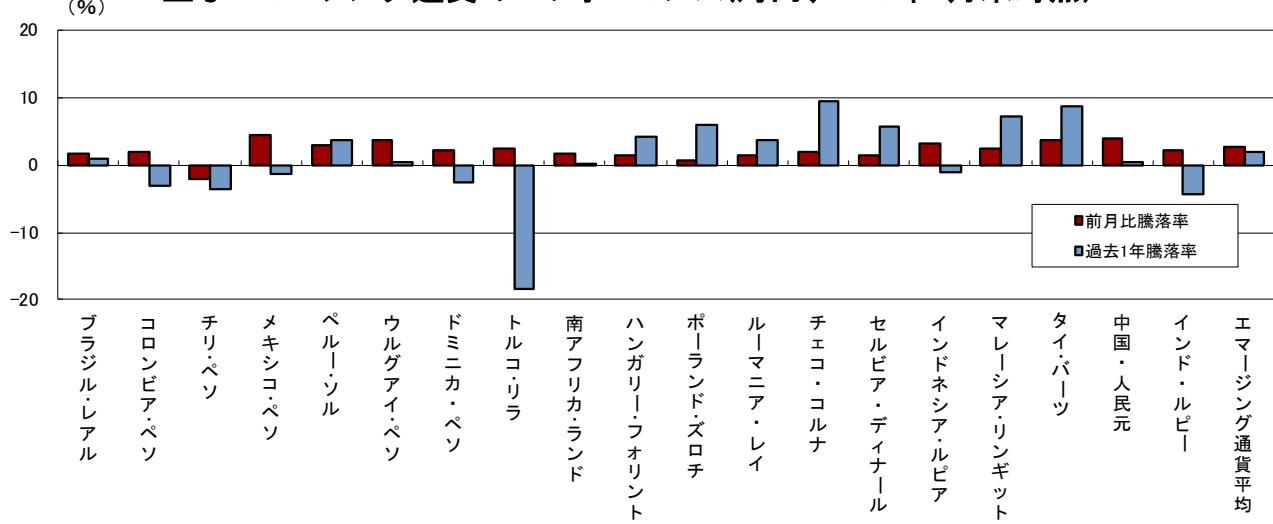


(出所:JPモルガン)

上記はJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(参考指標)の利回り(エマージング諸国平均)、およびその構成国別利回りを比較したものです。当インデックス構成国であっても、必ずしも本ファンドが投資するとは限りません。また、当インデックス構成国以外の国に対しても投資を行うことがあります。

上記は過去のデータであり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。上記は、インデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておりませんので、ご留意ください。上記の利回りは、将来大きく変動することがあります。

主なエマージング通貨のパフォーマンス(対円、2025年7月末時点)



(出所:ブルームバーグ)

上記はJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(参考指標)を構成する国、およびその平均(エマージング通貨平均)の通貨のパフォーマンスです。

上記は過去のデータであり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。

2025年7月31日現在

運用チームのコメント

＜市場動向＞

当月のエマージング通貨債券市場は+3.4%となりました（参考指標、円ベース）。内訳は債券価格要因については+0.8%、為替要因については+2.6%となりました。

当月のエマージング債券市場は、一部の国と米国との間で関税交渉の進展が見られた局面などで堅調に推移しました。国別では、ウルグアイやコロンビアなどが上昇した一方、チェコや中国などが市場全体に比べ軟調となりました。ウルグアイは、中央銀行が市場予想に反して利下げを決定したことなどが下支えとなりました。一方、チェコは、6月のインフレが前月から加速したことなどが重石となりました。

当月のエマージング通貨は、円に対して概ね上昇しました。メキシコ・ペソや中国人民元などが相対的に堅調となった一方、チリ・ペソやポーランド・ズロチなどが相対的に軟調な動きとなりました。メキシコ・ペソは、6月末の金融政策会合を受け中央銀行がハト派姿勢を弱めたと受け止められたことや、米国との通商協議に対し楽観的な見方が強まった局面などで堅調に推移しました。一方、チリ・ペソは、中央銀行が利下げを決定したことなどが重石となりました。

＜運用状況＞

南アフリカやコロンビアなどの現地通貨建て債券のポジション、メキシコ・ペソなどの通貨のポジションがプラスに寄与しました。一方、ブラジルやメキシコなどの現地通貨建て債券のポジション、ポーランド・ズロチなどの通貨のポジションなどがマイナスに寄与しました。

＜見通し＞

当社では、エマージング通貨について、ブラジル・レアルやチェコ・コルナなどを強気に見る一方、インド・ルピーやタイ・バーツなどを弱気に見てています。ブラジル・レアルについては、中央銀行の金融政策が相対的に引き締め寄りであることなどから強気に見てています。一方、インド・ルピーについては、米大統領がBRICS諸国に対し追加関税を課す方針を示したことなどを嫌気して弱気に見てています。現地通貨建て債券については、南アフリカやメキシコなどを強気に見る一方、ポーランドやマレーシアなどを弱気に見てています。南アフリカについては、インフレが概ね落ち着いていることなどを背景に、強気に見てています。一方、ポーランドについては、市場の利下げ期待は行き過ぎと見ており、弱気に見てています。

くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



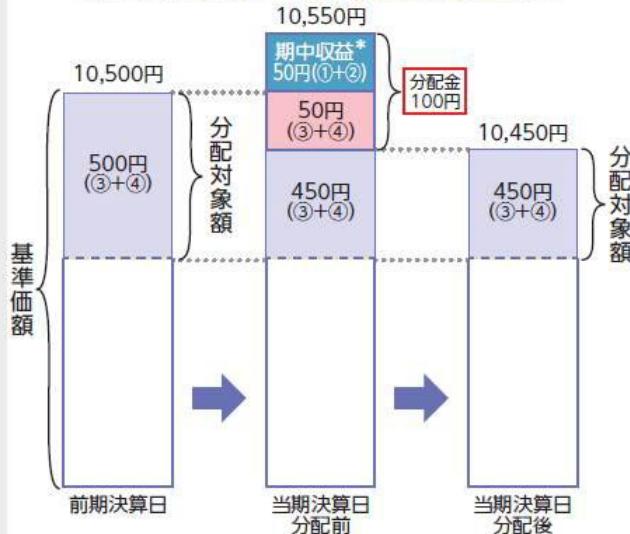
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

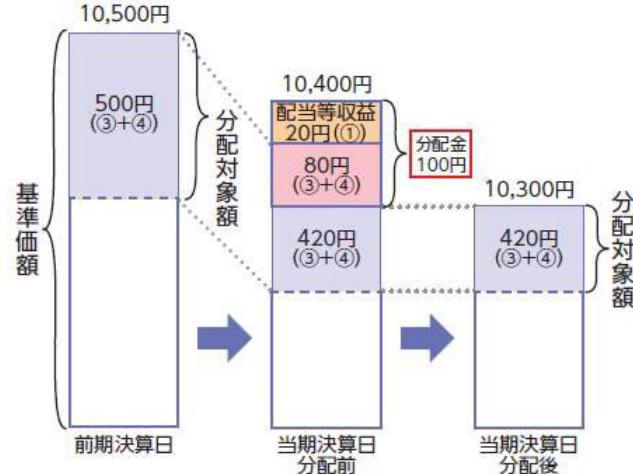
*分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

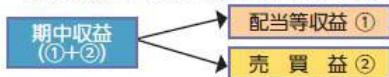
前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



*上図の期中収益は以下の2項目で構成されています。



*上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

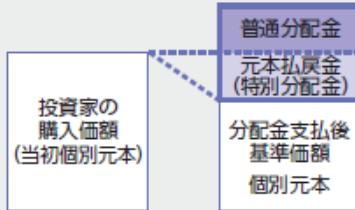
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご留意ください。

くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

収益分配金に関する留意点(続き)

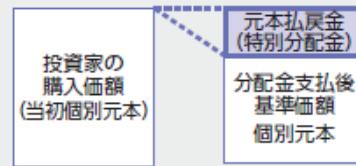
投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりが、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

ファンドの特色

- ① エマージング諸国の現地通貨建て債券に分散投資を行います。外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ② 相対的に高い金利収入と長期的な通貨価値の上昇を捉えることを追求します。
- ③ 原則として、毎月の決算時(毎月22日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に分配を行います。

本ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)を運用上の参考指標とします。

運用状況によっては、分配金の金額が変わること、あるいは分配金が支払われない場合があります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います(くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの仕組み」をご覧ください。)。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因

エマージング市場への投資に伴うリスク

エマージング市場への投資には、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が少ないことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること(このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することができます。)、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。

エマージング諸国の債券等の格付けの低い債券については信用リスクがより高くなります。また、エマージング諸国の債券は、先進国の通貨建て債券と比較して、相対的に高い為替変動リスクを有すると考えられます。

エマージング市場への投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。

債券投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、外国債券を投資対象とする投資信託証券を組入れますので、本ファンドへの投資には、債券投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。一般的に債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。

また、債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴います。一般に、債券の値動きの幅および信用リスクは、残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

為替変動リスク

本ファンドは外国債券を投資対象とする外貨建ての投資信託証券を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他のさまざまな国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社によって異なります。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
購入・換金申込不可日	英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日(以下「ファンド休業日」といいます。)
申込締切時間	「ファンドの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時30分までに販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。
信託期間	2028年3月22日まで(設定日:2008年3月28日) ※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。
繰上償還	受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎月22日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わること、あるいは分配金が支払われない場合があります。
信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
課税関係(個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 本ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の適用対象ではありません。 配当控除の適用はありません。 原則、分配時の普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の譲渡益が課税の対象となります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、 3.85%(税抜3.5%)を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。		
換金時	信託財産留保額	なし		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
毎日	運用管理費用(信託報酬)	純資産総額に対して ①本ファンド ②投資対象とする投資信託証券	年率1.023%(税抜0.93%) 年率0.80%程度	
		実質的な負担(①+②)	年率1.823%(税込)程度	
※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。				
		監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券より支払われます。		
随時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料(組入れ投資信託証券において発生したものを含みます。)はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。		

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

販売会社一覧

金融商品取引業者名	登録番号	加入協会					備考
		日本 證券 業 協 会	日本 投 資 顧 問 業 協 会	一 般 社 団 法 人	金 融 先 物 取 引 業 協 会	一 般 社 団 法 人	金 融 商 品 取 引 業 協 会
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	●	●	●	●	
株式会社 SBI 証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	●		●	●	
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	●		●		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	●	●	●	●	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	●		●		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	●	●	●	●	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	●	●	●	●	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	●	●	●	●	
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	●				
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	●				
株式会社 SBI 新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社 SBI 証券、マネックス 証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	●		●		
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	●				
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	●		●		
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	●		●		
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第61号	●				(注1)
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	●				
株式会社みなど銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	●		●		
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	●				(注1)
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	●	●	●		(注2)

(注1) 本ファンドの新規の購入申込み受付を停止しております。

(注2) インターネットでのみのお取扱いとなります。

くわしくは販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

委託会社その他関係法人の概要について

■ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(委託会社)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

信託財産の運用の指図等を行います。

■三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

信託財産の保管・管理等を行います。

■販売会社

本ファンドの販売業務等を行います。

販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話: 03-4587-6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

本資料のご利用にあたってのご留意事項等

■本資料はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)が作成した資料です。投資信託の取得の申込みにあたっては、販売会社より「投資信託説明書(交付目論見書)」等をお渡しいたしますので、必ずその内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

■本ファンドは値動きのある有価証券等(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

■本資料は、当社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。

■本資料に記載された過去の運用実績は、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。投資価値および投資によってもたらされる収益は上方にも下方にも変動します。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

■本資料に記載された見解は情報提供を目的とするものであり、いかなる投資助言を提供するものではなく、また個別銘柄の購入・売却・保有等を推奨するものではありません。記載された見解は資料作成時点のものであり、将来予告なしに変更する場合があります。

■個別企業あるいは個別銘柄についての言及は、当該個別銘柄の売却、購入または継続保有の推奨を目的とするものではありません。本資料において言及された証券について、将来の投資判断が必ずしも利益をもたらすとは限らず、また言及された証券のパフォーマンスと同様の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

■投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

■銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

■投資信託は金融機関の預金と異なり、元金および利息の保証はありません。

■投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。